

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業【成果及び評価】

No.	経済対策との関係	補助・単独	事業名	事業の概要(実施計画) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象(交付対象者・対象施設等)	事業 始期	事業 終期	総事業費	補助対象事業費				実施内容	成果及び評価 ①成果・効果 ②成果・効果の方法・実施時期 ③評 価
								国庫補助額	交付金充当 経費	起債額	その他		
1	II.物価高の克服	単独	肝付町物価高騰対応重点支援給付金【均等割非課税世帯・子ども加算・不足額給付】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 3400世帯×30千円、子ども加算 250人×20千円のうちR6計画分 事務費 6,417千円 事務費の内容 需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料として支出 ④低所得世帯等の給付対象世帯数(3400世帯)	R7.2	R7.7	44,883,060	44,883,060		44,883,060		物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、対象者の方々の生活を維持する。	①給付金申請件数 不足額給付申請件数 2,207人 ②対象者からの聞き取り R7.7 ③エネルギー・食料品等の物価高騰により経済的な影響を受けている世帯の負担を軽減することができた。
5	生活の安全保障・物価高への対応	単独	「チームきもつきくらし応援商品券」配布事業	①物価高騰の影響を受けている町民へ対し、食料品をはじめとする生活必需品の購入に使用できる商品券(1人21,000円)を配布します。これにより、家計負担の軽減を図るとともに、町内における消費を促し地域経済の活性化を目的とする。 ②需用費、役務費、補助金 290,022千円(うち255,775千円に交付金充当) ③商品券 21,000円×13,300人=279,300千円 ・封筒、チラシ等印刷 4,647千円 ・消耗品、役務費 4,170千円 ・換金手数料 1,397千円 ・臨時人件費 508千円(7か月分) ④全町民	R8.1	R8.8	255,775,000	次年度に繰越して事業を実施しているため、事業完了後に公表します。					
6	米国関税措置	単独	福祉施設等物価高騰対策支援金(介護区分)	①物価高騰している現状を踏まえ、町内福祉施設等の負担軽減を図ることで、利用者への価格の転嫁や食事などのサービスの質の低下を回避し、利用者が安心してサービスを受けられるようにすることを目的に、物価上昇相当分の食材費を支援する。 ②補助金 ③食材、または食事(弁当代・食事提供委託費)に係る経費 ■入所系 21,000円/年×365名=7,665,000円 ■通所系 25円/食×70,000食/年間=1,750,000円 ■配食見守りサービス 25円/食×42,000食/年間=1,050,000円 《単価基礎》 ■入所系 日額:1,445円(食事の提供平均額)×40%(食材)×365日×10%(高騰分)≒21,000円 ■通所系・配食見守り一食あたり 25円 ④基準日時点で、当該施設において介護保険サービス等の提供を行っていること。 (サービス種別) 入所系・通所系・配食サービス	R7.7	R7.10	10,057,900	10,057,900		6,298,000	3,759,900	社会情勢の影響により物価高騰をしている現状を踏まえ、町内の介護保険施設等の負担軽減を図ることで利用者への価格の転嫁や食事などのサービスの質の低下を回避し、利用者が安心してサービスを受けられるようにすることを目的に、物価上昇相当分の食材費を支援する。	①申請件数 16件(法人) 食材費補助 10,057,900円 ②実施時期 R7.7~R7.9 ③食材費高騰分の一部を支援することで、安定した事業の維持が図られ、引き続き事業継続、利用継続につながった。
7	米国関税措置	単独	福祉施設等物価高騰対策支援金(障がい区分)	①物価高騰している現状を踏まえ、町内福祉施設等の負担軽減を図ることで、利用者への価格の転嫁や食事などのサービスの質の低下を回避し、利用者が安心してサービスを受けられるようにすることを目的に、物価上昇相当分の食材費を支援する。 ②補助金 ③食材、または食事(弁当代・食事提供委託費)に係る経費 ■短期入所 12,000円/年×18名=216,000円 ■共同生活援助(GH) 16,000円/年×34名=544,000円 ■通所系(生活介護) 25円/食×7,400食/年間=185,000円 ■通所系(就労支援B型) 25円/食×13,800食/年間=345,000円 《単価基礎》 日額:1,445円/食事の提供平均額×40%(食材)×365日×10%(高騰分)≒21,000円 ■共同生活援助 21,000円×75%≒16,000円 ■短期入所 16,000円×75%≒12,000円 ■通所系一食あたり 25円 ④基準日時点で、当該施設において障がい福祉サービスの提供を行っていること。 (サービス種別)《通所系、入所・居住系》	R7.7	R7.10	1,277,000	1,277,000		700,000	577,000	社会情勢の影響により物価高騰をしている現状を踏まえ、町内の障害者施設の負担軽減を図ることで利用者への価格の転嫁や食事などのサービスの質の低下を回避し、利用者が安心してサービスを受けられるようにすることを目的に、物価上昇相当分の食材費を支援する。	①申請件数 4件(法人) 食材費補助 1,277,000円 ②実施時期 R7.7~R7.9 ③食材費高騰分の一部を支援することで、安定した事業の維持が図られ、引き続き事業継続、利用継続につながった。

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業【成果及び評価】

No.	経済対策との関係	補助・単独	事業名	事業の概要（実施計画） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象（交付対象者・対象施設等）	事業 始期	事業 終期	総事業費	補助対象事業費				実施内容	成果及び評価 ①成果・効果 ②成果・効果の方法・実施時期 ③評価
								国庫補助額	交付金充当 経費	起債額	その他		
8	米関税措置	単独	漁業継続支援対策事業助成金	<p>①本町の主要産業である水産業は、燃油・資材等の物価高騰や水産物の消費の低迷により漁業収益が減少し厳しい経営状況下にある。 このような現状の中、漁業者の生産基盤である漁船の損害保険料掛金も経営を圧迫する一因となっているため、漁業者が負担する漁船保険料の一部助成をおこなうことで、費用負担を軽減し漁業経営の継続及び安定に資することを目的とする。</p> <p>②漁船の所有者等が当該年度に支払うべき漁船保険掛金から国庫補助金を差し引いた額に100分の20を乗じて得た額とし、一隻の上限を20万円とする。ただし、補助額は100円未満を切捨てとする。</p> <p>③年間保険料14,998,611円×補助率20%＝2,999,722円≒3,000,000円</p> <p>④(1)肝付町に住所を有する者 (2)町内漁業協同組合の組合員又は漁業協同組合 (3)漁船を所有又は使用している者 (4)町税等の滞納がない者 (5)その他必要に応じて町長が定める者</p>	R7.7	R8.3	2,870,200	2,780,200	1,700,000		1,080,200	<p>漁船の所有者等が当該年度に支払うべき漁船保険掛金から国庫補助金を差し引いた額の100分の20を乗じて得た額を限度とし、一隻の上限を20万円とする。</p>	<p>①高山漁協：579,300円 内之浦漁協：2,290,900円 合計：2,870,200円</p> <p>②漁協から聞き取り実施時期：R7.12</p> <p>③事業の継続を目的に経費の一部を支援することで、安定した事業の維持が図られ、引き続き事業の継続につながった。</p>
9	米関税措置	単独	医療機関等に対する物価高騰対策支援事業補助金	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町内の医療機関に対し、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、国の推奨事業メニューに基づき、医療に対する物価高騰対策を支援するものです。 町内医療機関等は、今回の物価高騰で打撃を受けているものと考えております。支援を実施することで、日々町民の生命を守っている医療機関等の安定的な運営に寄与いたします。</p> <p>②補助金</p> <p>③電気料の値上げの続く中、特に燃料調整額が昨年から大きく値上がり（単価2.54から4.77） 半年間の電気代を、昨年度と同じ時期分と比較勘案し、職員やベッド数の規模に応じて算出しております。 ・医療機関7施設：2,000,000円 歯科医院6施設：600,000円 調剤薬局6施設：600,000円 助産院1施設：100,000円</p> <p>④電気代：7病院、6歯科医院、6薬局、1助産院 計20機関</p>	R8.2	R8.2	3,280,000	3,280,000	2,000,000		1,280,000	<p>町内の医療機関に対し職員や、ベッド数の規模に応じて電気代の一部を支援する。</p>	<p>①7病院、6歯科医院、6薬局、1助産院 合計20施設 補助額 3,280,000円</p> <p>②対象者からの聞き取り R8.1</p> <p>③原油価格・物価高騰により影響を受けた町内の医療機関に対して、支援金を交付したことにより、医療機関等の安定的な事業継続が図られた。</p>
10	米関税措置	単独	医療機関等に対する物価高騰対策支援事業補助金（町立病院分）	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町内の医療機関に対し、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、国の推奨事業メニューに基づき、医療に対する物価高騰対策を支援するものです。 町内医療機関等は、今回の物価高騰で打撃を受けているものと考えております。支援を実施することで、日々町民の生命を守っている医療機関等の安定的な運営に寄与いたします。</p> <p>②補助金</p> <p>③基礎額：職員10人以下100,000円、11人以上200,000円 加算額：保有病床数×5,000円（上限500,000円）</p> <p>●町立病院 基礎額：200,000円 加算額：200,000円（病床数40床×5,000円） 合計400,000円</p>	R8.2	R8.2	400,000	400,000	200,000		200,000	<p>町内の医療機関に対し職員や、ベッド数の規模に応じて電気代の一部を支援する。同様に肝付町立病院へも支援を行う</p>	<p>①補助額 400,000円</p> <p>②職員からの聞き取り</p> <p>③原油価格・物価高騰により影響を受けた町立病院に対して、支援金を交付したことにより、医療機関の安定的な事業継続が図られた。</p>